

こんにちは 家畜保健衛生所です

家保だより 令和6年2月

家畜伝染病予防法に基づく定期報告書の提出について

下記の表に掲げる家畜を所有する方は、毎年2月1日現在の飼養頭羽数等を、管轄の家畜保健衛生所に報告することとなっています。期限までに必ず提出してください。なお、原本をご自身で保管していただく場合は、FAX・メールによる提出でも結構です。

今年度から報告書様式が一部変更になっています。
様式は、奈良県公式ホームページ「家畜保健衛生所」よりダウンロードするか、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

	小規模所有者	左記以外	報告期限
牛・水牛・馬	1頭	2頭以上	4月15日
鹿・羊・山羊・豚（ミニブタ含む）・猪	1～5頭	6頭以上	
鶏・あひる（アヒモ含む）・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	1～99羽	100羽以上	6月15日
だちょう	1～9羽	10羽以上	
必要な書類	◎ 基本情報（動物種、畜舎等の数、頭羽数）	◎ 基本情報（動物種、畜舎等の数、頭羽数） ◎ 飼養衛生管理基準の遵守状況 ◎ その他添付書類	

<重要なお知らせ>

県内又は近府県で鳥インフルエンザや豚熱、口蹄疫などの家畜伝染病が発生した場合、発生農場近くで飼育されている家畜家きん（愛玩を含む）は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき検査の対象となり、家畜家きんおよび畜産物などの移動が一時的に制限されることがあります。対応が必要となった場合、定期報告書を元にご連絡させていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

奈良県家畜保健衛生所 業務第一課
〒639-1123 大和郡山市筒井600-3
TEL 0743-59-1700/FAX 0743-59-1740

奈良県家畜保健衛生所 業務第二課
〒639-2204 御所市南十三152-1
TEL 0745-62-2440/FAX 0745-62-8771

メール kachiku-hh@office.pref.nara.lg.jp（各課共通）